

国立大学法人群馬大学ダイバーシティ推進委員会規則

平成25. 3. 19 制 定
改正 平成26. 4. 1 令和 2. 4. 1
令和 3. 4. 1 令和 7. 4. 1

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に、本学における男女共同参画及びダイバーシティを推進するため、国立大学法人群馬大学ダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、男女共同参画及びダイバーシティの推進に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本方針に関すること。
- (2) 企画、立案、実施及び評価に関すること。
- (3) 情報発信に関すること。
- (4) その他男女共同参画及びダイバーシティの推進に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 共同教育学部長、情報学部長、医学系研究科長、保健学研究科長及び理工学府長
- (3) 生体調節研究所長
- (4) 大学教育・学生支援機構アドミッションセンター長
- (5) ダイバーシティ推進センター長
- (6) 医学部附属病院長
- (7) その他学長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事のうち学長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くこ

とができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成25年3月19日から施行する。
- 2 第3条第3号の規定の適用については、平成25年3月31日までの間、同号中「理工学
研究院長」とあるのは「工学研究科長」とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に委嘱される第3条第6号の委員の任期は、第4条の規定にか
かわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。